

群馬県地球温暖化防止条例 説明会



群馬県環境森林部
環境政策課温暖化対策室

1 条例施行規則及び指針の改正点



条例施行規則の改正(平成23年3月31日)

1 温室効果ガス排出削減計画等の提出期限の変更

旧 6月30日まで→新 7月31日まで

2 蛍光灯のみを主光源とする照明器具について、販売店が掲示すべき表示の内容

旧 「省エネルギーラベル」 + 「年間の目安電気料金」

→新 「統一省エネラベル」

3 様式の改正



指針の改正点(1)

(1) 排出削減計画編

規則改正に伴う所要の改訂
計画、排出状況報告の提出期限変更(6/30→7/31)

計画書、排出状況報告書に新たに記載することとなった項目の説明(「計画の基本方針」及び「連絡先」欄の「担当部署所在地」)

報告数値の端数処理方法の変更

旧:原則「有効数字」による処理

新:原則「小数点以下第1位四捨五入」。但し、有効数字の処理による報告も可とする

「電気事業者ごとの排出係数」を平成22年度報告書及び平成23年度計画書に使用する値に

指針の改正点(2)

排出削減以外の取組による温室効果ガス削減のための取組の扱いの変更

旧:「特記事項」欄への記載のみ

新:次の取組による削減量を排出量から控除すべき数値として報告しても良いこととする(県内における取組に限る)

- ・森林のCO2吸収量認証制度
- ・国内クレジット取得量
- ・J-VERの取得量
- ・グリーン電力証書

排出削減計画提出事業者のうち、希望する者については「環境GS認定制度」における「環境GS認定事業者」として認定する

(2)自動車対策編

規則改正に伴う所要の改訂

計画、排出状況報告の提出期限変更(6/30→7/31)



2 計画提出制度の流れ等 (共通事項)



計画等提出・公表制度の流れ(共通)

各計画制度の対象事業者の判断

- ・前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500KL以上 他
→温室効果ガス排出削減計画等提出公表制度
- ・前年度末段階でトラック、バス、タクシーを除く自動車の保有台数が100台以上
→自動車環境計画等提出・公表制度
- ・計画対象年度の4月1日段階で常時雇用する従業員の数が1,000人以上
→自動車通勤環境配慮計画等提出・公表制度

計画の提出(計画対象年度の7月31日が期限)

計画の実施(計画対象年度の3月31日まで)

前年度計画の評価検証と新年度計画作成

前年度計画の実施状況報告・新年度計画の提出
(計画対象年度の翌年の7月31日が期限)

概要の公表

3 温室効果ガス排出削減計画等 提出・公表制度



特定排出事業者の基準

特定排出事業者の基準	対象となる温室効果ガス
エネルギー消費量が原油換算1,500kl /年以上の事業者 (規則第4条第1号)	エネルギー起源二酸化炭素 (燃料の燃焼、他人から供給された電気又は熱の使用に伴い排出されるCO2)
運送事業者(自社運送を行う事業者を含む)で、トラック、バス、タクシーを100台以上保有する事業者 (規則第4条第2号及び第3号)	
<p>次の2要件とも合致する事業者 (規則第4条第4号)</p> <p>温室効果ガスの種類ごとに定める当該温室効果ガスの排出を伴う活動(排出活動)が行われ、かつ、当該の種類ごとにCO2換算で3,000トン以上</p> <p>事業者全体で常時雇用する従業員(注1)の数が21人以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非エネルギー起源二酸化炭素 (上記以外で排出されるCO2) ・メタン(CH4) ・一酸化二窒素(N2O) ・ハイドロフルオロカーボン類(HFC) ・パーフルオロカーボン類(PFC) ・六ふっ化硫黄(SF6)

注1: 計画を提出する年度の4月1日時点で、下記のいずれかの条件に該当する者(役員報酬を受けている役員は含まない。)

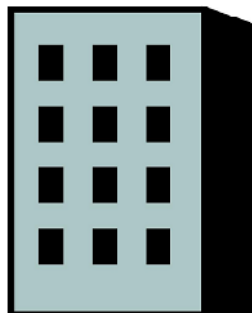
- ・期間を定めず雇用されている者
- ・1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者
- ・日々若しくは1ヶ月以内の期間を限って雇用されており、前2月の各月において18日以上雇用された者
→嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれる場合がある

算定の対象となる事業所等の範囲(1)

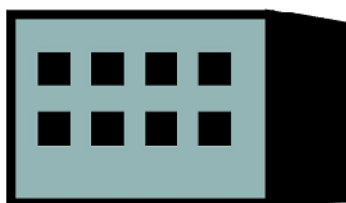
県内に設置されている事業所、工場、店舗その他事業の用に供する施設又は設備はすべて算定の対象。

取扱は省エネ法と同様(テナントビル、同一敷地内の複数事業者の取扱も同様)

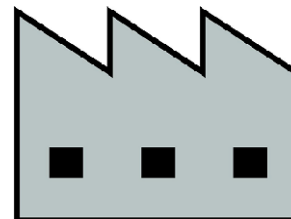
算定対象



(株) 本社
(前橋市)

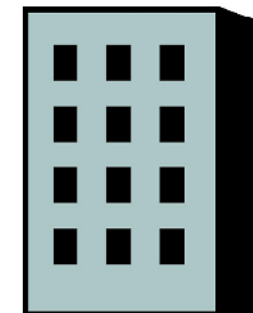


(株)
太田支社



(株)
沼田工場

算定対象外



(株)
東京支社

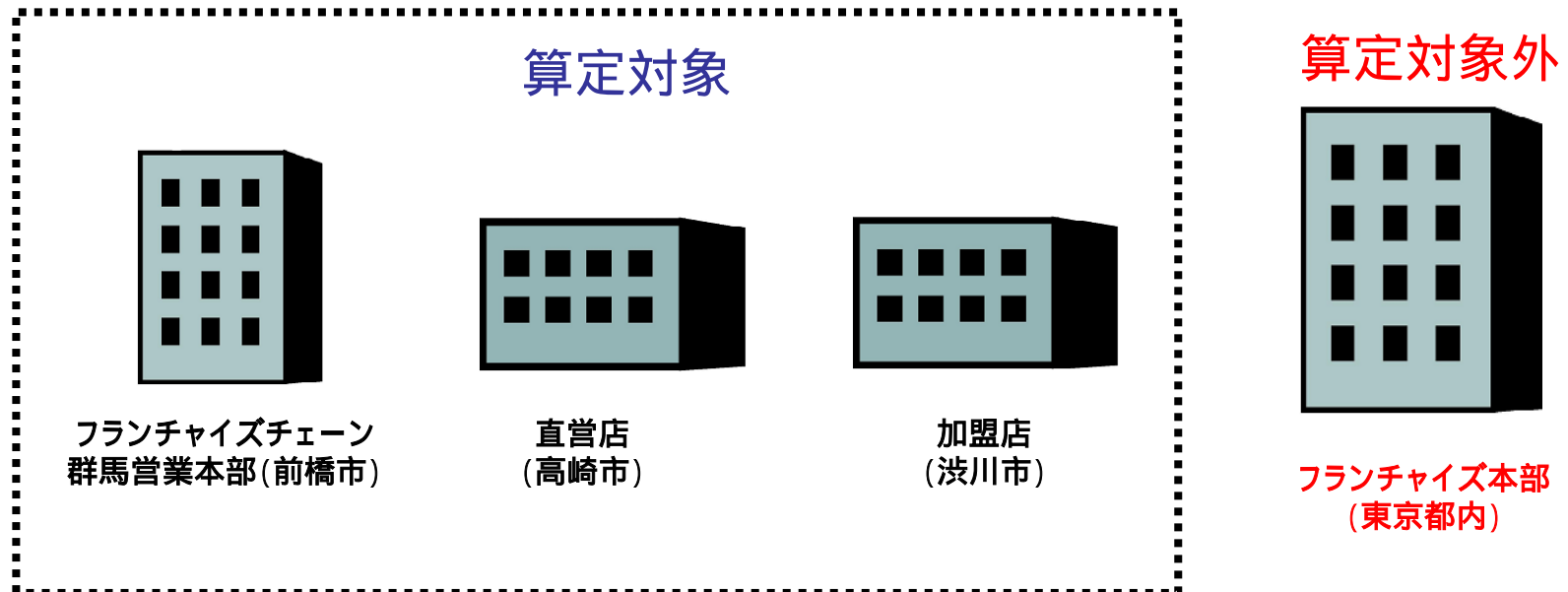
県内における(株) の事業所等において次のいずれかの場合特定排出事業者

- ・原油換算エネルギー使用量が合計で1,500kl以上/年
- ・エネルギー起源以外のガスの種類ごとに算定した温室効果ガス排出がCO2換算で3,000t/年以上かつ従業員21名以上

算定の対象となる事業所等の範囲(2)

連鎖化事業者(フランチャイズ事業者)の場合、フランチャイズ本部の支社・直営店だけでなく、加盟店も算定の対象。

連鎖化事業者の定義、取扱は省エネ法と同様



算定の対象となる自動車の範囲

使用の位置を県内に登録している車両の数が下記の場合、特定排出事業者となります(「保有」にはリース車両を含む)

- ・運送事業者で、トラック・バス・タクシーをそれぞれ100台以上保有
- ・運送事業者以外の事業者が自社運送を行っている場合、自社運送に用いるトラックを100台以上保有

算定に含む車両	算定の対象外の車両
<ul style="list-style-type: none">・普通自動車・小型自動車・軽自動車・普通貨物自動車・小型貨物自動車・軽貨物自動車・大型バス・マイクロバス	<ul style="list-style-type: none">・被けん引車・二輪の自動車・大型・小型特殊車両

実施状況報告書の作成方法

記載事項(1)

別記様式第2号(第8条関係)

平成22年度温室効果ガス排出状況報告書

平成23年7月31日

群馬県知事 あて

住所 前橋市大手町1-1-1
(法人にあっては、主たる事業所の所在地)

氏名 群馬食品株式会社 代表取締役社長
(法人にあっては、法人の名称及び代表者の氏名)

群馬県地球温暖化防止条例第12条の規定により、平成22年度の温室効果ガスの排出量及び平成22年排出削減計画に基づく措置の実施の状況を、下記のとおり報告します。

記

事業者の主たる事業の種類	飲食料品小売業
事業概要	食料品スーパーマーケットを県内20店舗で運営
計画の基本方針	温室効果ガスの排出を 年間で %削減することを目標に、計画的な店舗の省エネ改修を実施するとともに設備の運用方法等について徹底的な見直しを行う
推進体制	常務取締役(環境担当)を本部長として、各店舗に省エネ推進委員会を設置。毎月の店長会議において、各店舗における計画の進捗状況の報告を行っている。 環境GS認定制度取得(平成20年6月1日)

報告の対象年度を記入してください。
→今年度提出していただくのは、平成22年度の排出状況に関する報告。

報告書の提出年月日を記入してください。

法人の場合本社の住所、法人の代表者名が原則ですが、代表者から権限の委任を受けている場合等にあつては、受任者名で提出することができます(委任状の提出は必要ありません。また、社印の押印も必要ありません)。

日本標準産業分類(下記HP参照)の中分類に従い、主たる事業の名称を記載してください。
<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm>

事業の概要を記載してください。

温室効果ガスの排出の量を削減に関する取組の推進責任者、担当者、点検体制等をまとめた推進体制を記載してください。
なお、環境マネジメントシステムを構築している場合は、当該規格の名称、取得日等を併記してください。

計画の基本方針を記載してください。

記載事項(2)

該当する項目のチェックボックスに、チェックを入れてください。

計画書に記載した措置の実施結果を、設備、対象及び工程等の区分ごとに個別具体的に記載してください。また、計画書には記載していなかった措置で、計画期間中に追加したものについても記載してください。

なお、様式中に書ききれない場合、表中に行を挿入するか、別紙に記載してください。

該当する事業者要件 1	<input checked="" type="checkbox"/> 群馬県地球温暖化防止条例施行規則第4条第1号該当事業者（燃料並びに他人から供給された熱及び電気を原油に換算して1,500キロリットル/年以上使用する事業者）	
	<input type="checkbox"/> 群馬県地球温暖化防止条例施行規則第4条第2号又は第3号該当事業者（トラック、バス又はタクシーを100台以上保有する事業者）	
	<input type="checkbox"/> 群馬県地球温暖化防止条例施行規則第4条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン/年以上））	
	<input type="checkbox"/> その他事業者	
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するため実施した措置	設備、対象、工程等	計画の実施状況
	前橋店、高崎店の照明設備	店舗全ての照明をLED照明に交換した結果、%の電気使用量を削減した
	桐生店の空調設備	河川水を利用した蓄熱設備を導入したが、工期の遅れにより計画期間内に稼働できなかった
	全店舗の空調設備	設備の運用体制を見直した結果、空調のエネルギー使用量を%削減した。
	大間々店の照明設備 (期間中の追加)	店舗全ての照明をLED照明に交換した結果、%の電気使用量を削減した

(例)H22計画書記載事項

事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するため実施する措置	設備、対象、工程等	計 画 内 容
	前橋店、高崎店の照明設備	店舗全ての照明をLED照明に交換
	桐生店の空調設備	河川水を利用した蓄熱設備を導入
	全店舗の空調設備	設備の運用体制を見直し、店舗内の温度設定を夏28、冬20に保つ

記載事項(3)

H22計画書

温室効果ガスの排出の量等 2	排出区分	前年度排出実績 (二酸化炭素換算)	排出目標 (二酸化炭素換算)	増減率 (計画)
		A 事業所等排出区分	3,450 t	3,200 t
	B 輸送車両排出区分	B t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	3,450 t	3,200 t	-7.2 %
原単位当たりの温室効果ガス排出量等 3	原単位排出量 /	86.25 t	80.00 t	-7.2 %
	温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値	店舗の床面積合計：40千㎡(上記の値は千㎡当たりの排出量)		

H22排出状況報告書

温室効果ガスの排出の量等 2	排出区分	排出実績 (二酸化炭素換算)	排出目標 (二酸化炭素換算)	増減率 (実績) 6
		A 事業所等排出区分	3,150 t	3,200 t
	B 輸送車両排出区分	A t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	3,150 t	3,200 t	-8.7 %
原単位当たりの温室効果ガス排出量等 3	原単位排出量 /	78.75 t	80.00 t	-8.7 %
	温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値	店舗の床面積合計：40千㎡(上記の値は千㎡当たりの排出量)		

・排出実績欄には、計画期間中の排出量の実績を記載してください。

・排出目標欄には、計画書に記載した目標を転記してください。

・増減率(実績欄)
排出実績(A)の前年度排出実績(B)に対する増減率を記載してください。

$$\text{増減率} = (A - B) / B \times 100$$

なお、この欄に記載する排出量は、実排出量を記入してください。

H23計画書に記載する温室効果ガスの排出の量等について

H22排出状況報告書

温室効果ガスの排出の量等 ²	排出区分	排出実績 (二酸化炭素換算)	排出目標 (二酸化炭素換算)	増減率 ⁶ (実績)
	A 事業所等排出区分	3,150 t	3,200 t	-8.7 %
	B 輸送車両排出区分	A t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	3,150 t	3,200 t	-8.7 %
原単位当たりの温室効果ガス排出量等 ³	原単位排出量 /	78.75 t	80.00 t	-8.7 %
	温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値	店舗の床面積合計：40千㎡（上記の値は千㎡当たりの排出量）		

H23計画書

温室効果ガスの排出の量等 ²	排出区分	前年度排出実績 (二酸化炭素換算)	排出目標 (二酸化炭素換算)	増減率 (計画)
	A 事業所等排出区分	3,150 t	3,100 t	-1.6 %
	B 輸送車両排出区分	A t	B t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	3,150 t	3,100 t	-1.6 %
原単位当たりの温室効果ガス排出量等 ³	原単位排出量 /	78.75 t	77.50 t	-1.6 %
	温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値	店舗の床面積合計：40千㎡（上記の値は千㎡当たりの排出量）		

・H23計画書の前年度排出実績欄には、H22排出状況報告書の「排出実績」欄の数値を転記してください。

・増減率(計画)は排出目標(B)に対する前年度排出実績(A)の増減率を記載してください。

$$\text{増減率} = (B - A) / A \times 100$$

温室効果ガス排出量の実績(1)

(エネルギー起源CO2)

エネルギー起源CO2の場合、排出量は**指針(排出削減計画編)の表2及び表3**を用いて算定します(これ以外の方法による場合は、算定に使用した根拠資料を提出の際、添付してください)。

この際、算定に使用する電気の排出係数について、「**実排出係数**」及び「**調整後排出係数**」を使用して「**実排出量**」及び「**調整後排出量**」をそれぞれ算定しますが、計画書の「前年度排出実績」及び排出状況報告書の「排出実績」欄には、「**実排出量**」を記入してください

エネルギーの種類		エネルギー使用量			販売したエネルギーの量			C=A-B 1	排出係数 (D) 2	二酸化炭素排出量 t-CO2 (E=C×D× 44/12)
		数値 (A)	単位	熱量GJ (A')	数値 (B)	単位	熱量GJ (B')			
燃料	原油(コンデンセートを除く)		kl			kl			0.0187	
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl			kl			0.0184	
	揮発油(ガソリン)		kl			kl			0.0183	
	ナフサ		kl			kl			0.0182	
	灯油		kl			kl			0.0185	
⋮										
電気	一般電気事業者	昼間買電	7,400	千kWh	/	/	千kWh	7,400	実係数 0.384	2,842
		夜間買電	802	千kWh	/	/	千kWh	802	調整係数 0.324	2,598
	その他	上記以外の買電		千kWh	/	/	千kWh		実係数 0.384	308
		自家発電		千kWh	/	/	千kWh		調整係数 0.324	260
	小計								実排出量	3,150
	合計								調整後排出量	2,658
								実排出量	3,150	
								調整後排出量	2,658	
温室効果ガスの区分								温室効果ガス排出量(CO2換算)		
二酸化炭素(CO2)	エネルギー起源	実排出量						3,150 t-CO2		
		調整後排出量						2,658 t-CO2		

指針(排出削減編)表3

具体的な算定の方法は指針(排出削減計画編)の4ページ以降を参照してください。

この表2及び表3は県HPからダウンロードできます。ダウンロードファイル(EXCEL形式)を用いると、種類別のエネルギー使用量を入力することにより排出量を算定することができます。

なお、今年度から有効数字処理の計算式を外してあります(上の合計欄と同じの数字となる)。

温室効果ガス排出量の実績(2)

(エネルギー起源CO2以外の温室効果ガス)

エネルギー起源CO2以外の温室効果ガスの場合の算出方法の概略を以下に示します。算定の詳細は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(環境省・経済産業省。以下「マニュアル」といいます。)の算定方法に従ってください。

マニュアル掲載HP: <http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/manual/index.html>

- 1 指針(排出削減計画編)11ページの表4に示す、温室効果ガスごとに定めた当該温室効果ガスを排出する活動(以下、排出活動といいます)のうち、事業所等において行われている活動を抽出します。
- 2 抽出した排出活動ごとに、マニュアルに記載の算定方法によって排出量を算定します。基本的には以下のような算定式に基づき算定します。

$$\text{温室効果ガス排出量(tガス)} = \text{活動量} \times \text{排出係数(活動量当たりの排出量)}$$

ここで、活動量とは、温室効果ガスの排出量と関連のある排出活動の規模を表す指標で、活動により異なりますが、生産量、使用量、焼却量等がこれに該当します。

- 3 温室効果ガスごとに、活動ごとに算定した排出量を合算します。

なお、HFC、PFCについては個別の温室効果ガスにより地球温暖化係数が異なるため、個別の温室効果ガスごとに合算した上で次の「4」によりCO2換算値を求め、最後にHFC又はPFC全体で合算します。

温室効果ガス排出量の実績(3)

(エネルギー起源CO2以外の温室効果ガス)

4 「3」で算定した排出量は、温室効果ガスごとの単位で表した数値となっています。この排出量を次式により、CO2に換算します。

$$\text{温室効果ガス排出量 (t-CO2)} = \text{温室効果ガス排出量 (t-ガス)} \times \text{地球温暖化係数}$$

ここで、地球温暖化係数とは、温室効果ガスごとに地球温暖化をもたらす程度についてCO2との比を表したもので、指針(排出削減計画編)14ページの表5に示すように温室効果ガスごとに異なります。

なお、算定した温室効果ガスの排出量は**指針表3の下欄**に温室効果ガスの種類ごとに記載(CO2換算)し、計画書及び排出状況報告書に添付して提出してください。

指針(排出削減編)表3の下欄

温室効果ガスの区分		温室効果ガス排出量(CO2換算)	
二酸化炭素(CO2)	エネルギー起源	実排出量	3,150 t-CO2
		調整後排出量	2,658 t-CO2
	非エネルギー起源		3,000 t-CO2
	うち 廃棄物の原燃料使用(F) 4		1,000 t-CO2
メタン(CH4)			t-CO2
一酸化二窒素(N2O)			t-CO2
ハイドロフルオロカーボン(HFC)			t-CO2
パーフルオロカーボン(PFC)			3,000 t-CO2
六ふっ化硫黄(SF6)			t-CO2
温室効果ガス排出量合計		実排出量	9,150 t-CO2
		調整後排出量(G)	8,658 t-CO2

記載事項(4)

冷媒用フロン の購入量 4	前年度購入量	R404A	30.0 kg
	当該年度購入量	R404A	50.0 kg
特記事項 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桐生店の空調設備工事の工期が3か月伸びたため、年度内に十分な省エネ効果が得られなかった。工期の遅れが明らかになったことから、代替的な措置として、大間々店の照明のLED化を行ったが、結果として目標を達成できなかった。 ・ 前橋店の冷蔵ケース用の配管が破断したため、前年度よりもフロン購入量が増加した。 ・ 沼田店の冷蔵ケースをノンフロン化した。 ・ 山の森林整備を実施し、県の「森林整備によるCO2吸収量認証制度」50トンの吸収量を認証された。 ・ こども環境セミナーを年6回開催し、地球温暖化対策の普及啓発を行った。 		

食料品卸売・小売業、倉庫業など、冷蔵・冷凍容器を多く使用する事業者にとっては、計画対象年度の前年度と計画対象年度の冷媒用フロン(HFC類に限ります)の種類と購入量を記載してください。

また、対前年の増減の理由を特記事項に記載してください。

計画書に記した排出目標が達成できなかった理由や、計画書の特記事項に記載した取組の結果などを記入してください。

なお、県の「CO2吸収量認証制度」、「国内クレジット制度」、「J-VER」、「グリーン電力証書」により排出削減の取組を行った場合にはこの欄に記載する他、その取得量を表6に記載してください。

表6 控除後温室効果ガス排出量算定表

温室効果ガス削減のための取組の区分 1	取得量等(二酸化炭素換算;t-CO2)
森林のCO2吸収量認証制度による認証量 2	50
国内クレジット	
オフセット・クレジット(J-VER)	
グリーン電力購入量 3	
合計(H)	50
廃棄物の原燃料使用分(第3表(F))	1,000
温室効果ガスの調整後排出量(第3表(G))	8,658
総計((G) - (H) - (F))	7,608
1: 県内で発生したクレジットの取得等、県内における取組に限る。	
2: 県の「森林のCO2吸収量認証制度」における当該年度の「実績認証量」を記入。	
3: 購入したグリーン電力量(グリーン電力証書記載量:千KWh)に当該年度の東京電力の電力排出係数(実係数)を掛けて算出。	
4: クレジット等の取得を証明する資料の写しを添付すること。	

ここに掲げた4つの取組による温室効果ガスの削減量等については、事業活動により排出した温室効果ガスの量から控除すべき量として報告することができます(ただし、県内の取組に限ります)。

なお、県HPからダウンロードした様式を使用すると、水色の欄以外は自動的に数字が入ります。

表6は、報告書に添付して提出してください。また、認証量等を証明する書類を併せて提出してください(メール提出の場合は、PDFファイルで可)。

記載事項(5)

連絡先	担当部署	総務部社会貢献室
	所在地(上記住所と異なる場合)	高崎市高松町1-1-2
	担当者氏名	室長補佐 赤城一郎
	電話番号	027- -
	FAX番号	027- -
	メールアドレス	akagi-ichirou@xxx.co.jp

計画書を作成した担当部署名、担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスをそれぞれ記載してください。

なお、報告書の上部記載の住所と担当部署の所在地が異なる場合には、所在地(上記住所と異なる場合)欄に記入をしてください。

計画書・排出状況報告書の添付書類

指針(排出削減編)の表2及び表3
(排出実績に関するもの。計画の目標値に関するものは必要ありません)

表2及び表3に掲げる単位発熱量又は排出係数以外を使用して原油換算エネルギー使用量又は温室効果ガス排出量を算定する場合、その根拠資料

特記事項に記載した事項の説明資料(説明の要がある場合)

CO₂吸収量認証制度、国内クレジットの取組量を排出量から控除すべき量として報告する場合は表6を作成し、実施状況報告書に添付(認証量等を証明する書類の写しも添付)。

4 自動車環境計画等提出・公表制度



算定の対象となる自動車の範囲

使用の位置を県内に登録している車両の数が下記の場合、自動車環境計画等の提出が必要となります(「保有」にはリース車両を含む)

- ・計画前年度末時点で、トラック・バス・タクシーを除く自動車を100台以上保有
→バン、ワゴン等の貨物自動車(1又は4ナンバー)であっても、貨物の輸送専用ではない場合は、算定に含めます。

算定に含む車両	算定の対象外の車両
<ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車 ・小型自動車 ・軽自動車 ・貨物輸送専用ではない下記車両 普通貨物自動車 小型貨物自動車 軽貨物自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・被けん引車 ・二輪の自動車 ・大型・小型特殊車両 ・消防車、救急車など主として緊急自動車として使用される車両() 警察用自動車、公益事業の危険防止作業用自動車などであっても、緊急用務以外での使用が多いものは算定対象

実施状況報告書の作成方法

記載事項(1)

「自動車の保有台数」は、報告対象年度の3月31日時点の数を記入してください(今回提出する報告書の場合H23年3月31日時点)。

「低燃費車等の割合」は、「低燃費車の台数(B)」を「自動車の保有台数(A)」で除して、100を乗じた数値を記載してください(小数点第2位以下四捨五入)。

自動車の保有台数 (リースを含む) 1	自動車の保有総数(A)	151 台	低燃費車等の割合 $(B) / (A) \times 100$	42.4 %
	(A)のうち低燃費車等の台数(B) 2	64 台		

「低燃費車等の台数」は電気自動車、天然ガス自動車及び国土交通省の「自動車燃費性能評価・公表制度」に基づく燃費基準達成車の台数を記入してください。

具体的には、電気自動車、天然ガス自動車及び車検証に、「平成22年度燃費基準達成車」又は「平成27年度燃費基準達成車」と記載されている自動車の台数です。

H23の計画書には、この数字を転記してください。

記載事項(2)

計画書に記載した「自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制のために実施する措置」の実施状況及び追加的に実施した措置について記載してください。
 なお、様式中に書ききれない場合、表中に行を挿入するか、別紙に記載してください。

自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制のために実施した措置	計画どおり、10台をハイブリッド車に更新。 なお、取引先の自動車メーカーから実証実験用として電気自動車1台を借り受け運用した。(2行目が期間中の追加) が主催するエコドライブ講習会に、エコドライブリーダー5人(全体の半数)を参加させるとともに、社内で全社員に対するエコドライブ講習を行った。その結果、ガソリンの消費量を %削減することができた。 社用自転車を20台購入し、移動距離5km以内は自転車又は徒歩によることを試行した。業務への影響がほとんど見られなかったことから、来年度から恒常化する。
特記事項 3	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ講習会にリーダー全員を参加させる予定であったが、主催者の都合により半数しか参加できなかった。残りの半数については、参加した者がその内容を習得させることによって対応した。 ・県のエコ通勤ウィークに参加し、社員300名が取り組みを行った。

計画書に記載した「自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制のために実施する措置」を実施できなかった理由などを記載してください。

(例) H22計画書

自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制のために実施する措置	今年度、10台をハイブリッド車に更新。 が主催するエコドライブ講習会に、エコドライブリーダー全員を参加させるとともに、社内でも全社員に対するエコドライブ講習を行う。 社用自転車を20台購入し、移動距離5km以内は自転車又は徒歩によることとする(試行)。
特記事項 3	<ul style="list-style-type: none"> ・調達方針に、車両購入の際は原則として燃費基準、排ガス基準達成車両でなければならない旨を明記している。 ・昨年度、一昨年度において、35台の車両を、ハイブリッド車に更新。 ・県主催のエコ通勤ウィークへの参加を予定。

4 自動車通勤環境配慮計画等 提出・公表制度



常時雇用する従業員の範囲

常時雇用する従業員の数計画対象年度の4月1日時点で、1,000名以上の事業者は自動車環境計画の提出が必要となります。

常時雇用する従業員とは下記のいずれかの条件に該当する者をいいます。

- ・期間を定めず雇用されている者
- ・1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者
- ・日々若しくは1ヶ月以内の期間を限って雇用されており、前2月の各月において18日以上雇用された者
→嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれる場合がある

役員は原則的に含みませんが、事務職等を兼務しており、一般社員と同様の給与規定に基づいて給与を受けている場合は常時雇用する従業員に含みます。

実施状況報告書の作成方法

記載事項(1)

「自家用自動車による通勤の状況」は、報告対象年度の3月31日時点の数を記入してください。

「自動車通勤の割合」は、「自家用自動車のみで通勤する者の数(B)」を「常時雇用する従業員の数(A)」で除して、100を乗じた数値を記載してください(小数点第2位以下四捨五入)。

自家用自動車による通勤の状況 1	常時雇用する従業員の数(A) 2	2,500 人	自動車通勤の割合 (B) / (A) × 100	77.5 %
	(A)のうち自家用自動車のみで通勤する者の数(B)	1,938 人		

「自家用自動車のみで通勤する者の数」は自宅から事業所等まで自家用自動車のみで通勤する者をいいます。

また、自宅や事業所から駐車場が離れている場合で、自宅・事業所と駐車場の間を自転車又は徒歩で移動する場合も含まれます。

記載事項(2)

計画書に記載した「自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制のために実施する措置」の実施状況及び追加的に実施した措置について記載してください。

なお、様式中に書ききれない場合、表中に行を挿入するか、別紙に記載してください。

自動車通勤に伴う温室効果ガスの排出の抑制のために実施した措置	<p>試行的に、時差通勤制度を実施（管理部門）したが、来年度は本格的に運用することとした。</p> <p>また、製造部門の一部においても時差通勤を試行した。製造部門においては、来年度も試行を継続する。（2行目が期間中の追加）</p>
	<p>自動車通勤者に対しエコドライブの徹底を図る。なお、エコドライブ講習会に参加する社員には特別休暇を認めることとしたが、休暇取得者はほとんどいなかった。</p>
	<p>通勤距離5キロ以内の社員に対しては原則として自動車通勤を許可しない。また、大型バス2台を購入し、通勤時間帯に 工場～ 駅間で従業員を輸送を行ったところ、200名が公共交通機関を利用するようになった。</p>
特記事項 3	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ講習会休暇制度について周知徹底を図るとともに、所属長に対し積極的にエコドライブ講習会への参加を社員に勧めるよう通知した。 ・県のエコ通勤ウィークに参加し、社員600名が取り組みを行った。

計画書に記載した「自動車通勤に伴う温室効果ガスの排出の抑制のために実施する措置」を実施できなかった理由などを記載してください。

(例) H22計画書

自動車通勤に伴う温室効果ガスの排出の抑制のために実施する措置	<p>試行的に、時差通勤制度を実施（管理部門）する。</p>
	<p>自動車通勤者に対しエコドライブの徹底を図る。なお、エコドライブ講習会に参加する社員には特別休暇を認めることとする。</p>
	<p>通勤距離5キロ以内の社員に対しては原則として自動車通勤を許可しない。また、大型バス2台を購入し、通勤時間帯に 工場～ 駅間で従業員を輸送を行う。</p>
特記事項 3	<ul style="list-style-type: none"> ・残業時間の削減を徹底し、社員が公共交通機関を利用しやすい環境を整備している。 ・社員がエコカーを購入する場合、社員貸付の利率を1%優遇している。 ・県主催のエコ通勤ウィークへの参加を予定。

計画書・実施状況報告書の添付書類

(自動車環境計画・自動車通勤環境配慮計画共通)

特記事項に記載した事項の説明資料(説明の要がある場合)

5 計画の変更について(共通事項)



計画内容に変更が生じた場合は、変更後の計画書を提出していただきます。

別記様式第1号(第5条、第7条関係)

平成22年度温室効果ガス排出削減計画書(新規 **変更**)

平成22年6月30日

群馬県知事 あて

住所 前橋市大手町1-1-1

(法人にあつては、主たる事業所の所在地)

氏名 群馬食品株式会社 代表取締役社長

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

群馬県地球温暖化防止条例第9条 **第2項** (第10条において準用する場合を含む。)の規定により排出削減計画を定めたので、下記のとおり提出します。

記入例(排出削減計画書)

タイトル部分の「**変更**」と報告文の「**第2項**」に を付け、変更内容を該当部分に記載してください。

なお、特記事項欄に変更理由を記載してください。

ただし、次の場合は変更後の提出は必要ありません(電話・メール等で県担当者に御連絡ください。)

排出削減計画

取り組み内容の変更による温室効果ガス排出量の増減が10%未満の場合。

特定排出事業者の条件を満たさなくなった場合で、計画対象年度末までその状態が継続する場合。

代表者の変更等計画内容には直接の影響がないもの

自動車環境計画・自動車通勤環境配慮計画

上記 又は の場合

6 その他(共通事項)



計画書等の提出方法

提出先

〒371 - 8570

前橋市大手町1 - 1 - 1

群馬県環境政策課温暖化対策室

E-mail: ondanka@pref.gunma.jp (書類提出用アドレス)

提出方法

郵送、持参、メールいずれかの方法

- ・郵送又は持参の場合、提出様式等をFD、CD等の電子媒体に保存したものを同封してください。
- ・メール提出の場合、上記アドレス宛にお願いします。

提出期限

計画: 計画対象年度の7月31日まで

実施状況報告: 計画対象年度翌年度の7月31日まで

この条例に関するお問い合わせは・・・

群馬県環境森林部

環境政策課温暖化対策室

T E L : 0 2 7 - 2 2 6 - 2 8 1 7

E-mail : kanseisaku@pref.gunma.jp

(書類提出用とは異なりますので注意してください)

条例概要URL (様式等もダウンロードできます)

<http://www.pref.gunma.jp/04/e0110130.html>



みんなで地球
を守ろう！